

決議 .26 西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの創設

1. ラムサール条約の第4条5が「締約国は、湿地の研究、管理及び保全について能力を有する者の研修を促進する」と規定していることを認識し、
2. 地域の連絡調整担当者を通じた、研修計画の確立とラムサール条約の管理強化についての勧告6.5及び6.6に言及し、
3. また、ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の目標実現のためには、研究、研修、協力・調整のための機構の創設が、西半球での優先事項であることを認識し、
4. 西半球の湿地の分野の管理者及び専門家を対象とした、他の研修計画の存在を意識し、
5. Ciudad del Saber^{訳注}内に地域ラムサールセンターを創設するというパナマ共和国政府の申し出を考慮し、これと共に、この新規取組に対し常設委員会がその第21回会合で表明した支援にも言及し、
6. また、1998年6月、コスタリカのサンホセで開催された汎米会議で、西半球の締約国が表明したこの新規取組への支援を考慮し、
7. IUCN中米地域事務所等、この取組に参加する組織から申し出のあった技術的支援を感謝をもって確認し、

締約国会議は、

8. Ciudad del Saberでの活動の枠内で、西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンター創設を申し出たパナマ政府の新規取組への承認を表明する。
9. 西半球のラムサール条約締約国と関心を持つ組織が恒久的な協議機構を通じて参加し、同センターの計画策定と創設のプロセスを継続するようパナマ政府に対し奨励する。
10. ラムサール条約事務局に対し、同センター計画の技術や運営面の研究、及び同センターの管理についてパナマ政府を支援するよう求める。
11. 同センターを支援するよう、また交流プログラム、協力等、湿地に関する補足的活動の創出について同センターの持つ可能性を考慮して、この計画に参加するよう締約国を奨励する。

訳注 「知識の都市」の意